
補足資料集

- ・ 浜田市附属機関設置条例
- ・ 浜田市温泉審議会規則
- ・ 浜田市温泉事業条例
- ・ 浜田市温泉事業条例施行規則

改正

平成17年11月21日条例第310号
平成17年12月22日条例第317号
平成18年 3 月24日条例第 5 号
平成19年 3 月23日条例第 7 号
平成20年 3 月24日条例第 5 号
平成21年 6 月26日条例第21号
平成21年12月25日条例第51号
平成22年 3 月26日条例第 5 号
平成23年 3 月25日条例第 2 号
平成25年 3 月22日条例第 9 号
平成26年 3 月20日条例第 6 号
平成27年 3 月20日条例第 8 号
平成29年 3 月29日条例第 3 号
平成29年 7 月 7 日条例第18号
平成29年12月22日条例第40号
令和 2 年 9 月30日条例第31号
令和 5 年 9 月29日条例第20号
令和 5 年12月22日条例第27号

浜田市附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、浜田市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置等)

第 2 条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担任事項、委員等の定数、任期及び会議の運営については、同表に掲げるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関が属する執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年11月21日条例第310号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第317号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後、浜田市保健医療福祉協議会又は浜田市美術品等収集委員会において最初に委嘱された委員の任期は、この条例による改正後の浜田市附属機関設置条例別表市長の部浜田市保健医療福祉協議会の項又は同表教育委員会の部浜田市美術品等収集委員会の項委員等の任期の欄の規定にかかわらず、平成18年 3 月31日までとする。

附 則（平成18年 3 月24日 条例第 5 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月23日 条例第 7 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月24日 条例第 5 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月26日 条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年12月25日 条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年 3 月26日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年 3 月25日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年 3 月22日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月20日 条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年 3 月 20 日 条例第 8 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 29 日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年 7 月 7 日 条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年12月22日 条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 30 日 条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日 条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和 5 年12月22日 条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

属する執行機関	附属機関の名称	担任事項	委員等の定数	委員等の任期	会議の定足数	表決の方法
市長	浜田市国土利用計画審議会	市長の諮問に応じ、国土利用計画に関する重要な事項を調査審議すること。	識見者4人以内 農業委員会代表1人以内 公共的団体代表5人以内 その他市長が特に必要と認める者5人以内	2年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数
	浜田市行財政改革推進委員会	浜田市行財政改革大綱及びその実施計画に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べること。 浜田市が行う行財政改革の推進状況について審議し、市長に助言をすること。	識見者4人以内 各種団体から推薦された者7人以内 その他市長が特に必要と認める者8人以内	2年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数
	浜田市男女共同参画推進委員会	市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要な事項を調査審議すること。 市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に助言をすること。	識見者4人以内 各種団体から推薦された者3人以内 その他市長が特に必要と認める者2人以内	2年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数

		と。				
	浜田市保健医療福祉協議会	市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。 市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。	識見者 2 人以内 医療関係団体代表 5 人以内 福祉関係団体代表 6 人以内 関係行政機関代表 3 人以内 学校教育関係代表 2 人以内 その他市長が特に必要と認める者 5 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数
	浜田市環境清掃対策審議会	市長の諮問に応じ、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する重要な事項を調査審議すること。	識見者 5 人以内 受益者代表 10 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数
	浜田市温泉審議会	市長の諮問に応じ、温泉事業に関する重要な事項を調査審議すること。	識見者 5 人以内 受益者代表 5 人以内 公共的団体代表 5 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数
教育委員会	浜田市教育振興計画審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校教育及び社会教育に係る教育振興計画に関し重要な事項を調査	識見者 7 人以内 公共的団体の役職員 5 人以内 その他教育委員会が必	諮問に係る調査審議に要する間	委員の半数以上	出席委員の過半数

		審議すること。	要と認める者 3 人以内			
浜田市立学校統合計画審議会	教育委員会の諮問に応じ、浜田市立小中学校の統合、校区変更及び学校建設等の計画を策定すること。	識見者（各地域選出委員含む。）7 人以内 各種団体から推薦された者 5 人以内 その他市長が特に必要と認める者 3 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数	
浜田市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の教育相談、支援及び就学に関し必要な事項を審議すること。	教育関係者 7 人以内 医療関係者 3 人以内 識見者 3 人以内 福祉施設関係者 2 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数	
浜田市立学校結核対策委員会	教育委員会の諮問に応じ、学校における結核対策を審議すること。	教育関係者 2 人以内 医療関係者 6 人以内 保健所等行政機関代表 1 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数	
浜田市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関し必要な事項を審議すること。	教職員代表 4 人以内 保護者代表 3 人以内 識見者（各地域選出委員含む。）8 人以内	2 年 ただし、再任を妨げない。	委員の半数以上	出席委員の過半数	
浜田市奨学金審査委員会	市長の諮問に応じ、浜田市奨学金の貸与	識見者 3 人以内 教育関係者	2 年 ただし、再任を妨げな	委員の半数以上	出席委員の過半数	

		及び山藤功奨 学金の給付に 関し必要な事 項を審議する こと。	2 人以内	い。		
--	--	---	-------	----	--	--

改正

平成30年12月26日規則第45号

浜田市温泉審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第 3 条の規定に基づき、浜田市温泉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、観光交流課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成30年12月26日規則第45号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

○浜田市温泉事業条例

平成17年10月 1 日 条例第218号

改正

平成22年12月24日 条例第67号
平成24年12月21日 条例第51号
平成25年 3 月22日 条例第16号
平成25年12月27日 条例第49号
令和元年 7 月 5 日 条例第 6 号

浜田市温泉事業条例

(目的)

第 1 条 この条例は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）に特別の定めがあるものを除くほか、市が所有する温泉の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉 法第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。
- (2) 温泉源 法第 1 条第 2 項に規定する温泉源をいう。
- (3) 泉源 温泉の湧出する場所（泉源を管理するための施設を含む。）をいう。
- (4) 供給施設 温泉を供給するための機械、設備、装置、配管及びこれらに付属する構築物その他の施設をいう。
- (5) 受給装置 供給施設から温泉の供給を受けるための機械、設備、装置、配管及びこれらに付属する構築物その他の施設をいう。
- (6) メーター 温泉の供給量を調整し、又は計量するための装置をいう。
- (7) 温泉の供給の制限等 市長が温泉の供給を許可し、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは温泉の使用の中止又は是正を命じ、又は供給を中断し、停止し、若しくは供給する温泉の量を制限することをいう。

(温泉の管理)

第 3 条 市が管理する温泉は、次のとおりとする。

温泉名	泉源	所在地
美又温泉	美又 1 号井	浜田市金城町追原11番 1
	美又 2 号井	浜田市金城町追原 9 番地 4
	美又 3 号井	浜田市金城町追原10番地 2
	美又 4 号井	浜田市金城町追原77番
湯屋温泉	湯屋温泉源	浜田市金城町下来原294番 2
波佐小国温泉	波佐小国温泉源	浜田市金城町波佐イ 267 番 9
旭温泉	旭温泉 1 号井	浜田市旭町木田954番 3
	旭温泉 2 号井	浜田市旭町木田1072番 2

(温泉の供給)

第 4 条 市長は、泉源の良好な維持管理及び温泉の円滑な供給に支障のない範囲において公共の福祉の増進及び地域の産業経済の振興を図るため必要があると認めるときは、温泉を供給するものとする。

(供給の種類)

第5条 温泉は、次の供給の種類により供給する。

- (1) 公益供給 市又は公共的団体が公益上の理由により行う事業に対する供給
- (2) 浴場供給 公衆浴場その他これに類する事業を行うものに対する供給
- (3) 営業供給 旅館その他これに類する事業を行うものに対する供給
- (4) 飲料営業供給 温泉を原材料として飲料水その他これに類するものを製造する業を行うものに対する供給
- (5) 住宅団地供給 住宅団地を管理する者が当該団地を構成する住宅に温泉を配湯する事業を行うため設置する受給装置に対する供給
- (6) 一般供給 住民その他の温泉を使用する者に対する供給(前各号に掲げるものを除く。)

(温泉供給の許可)

第6条 前条第1号から第5号までの規定する供給の種類により温泉の供給を受けようとする者及び前条第1号から第5号までの規定に掲げる事業を行うため前条第6号の一般供給を受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、温泉、泉源及び供給施設(以下「温泉施設等」という。)の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により供給の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、供給の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反し温泉を濫用し、又は濫用するおそれがあるとき。
- (2) 温泉施設等を枯渇し、汚染し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。
- (4) 地形その他の条件により、供給施設を設置することが困難であると認めるとき。
- (5) その他温泉施設等の管理上支障があると認めるとき。

4 前3項の規定は、許可を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

(温泉の供給の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉の供給の制限等を行うことができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者(以下「温泉受給者」という。)が温泉の供給の目的に違反したとき。
- (2) 温泉受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 温泉受給者が偽りその他不正な手段により供給の許可を受け、又は温泉の供給を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、温泉施設等の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により温泉の供給の制限等を行った場合において温泉受給者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第8条 温泉受給者は、許可された目的以外の目的に温泉を使用し、又は供給の許可による権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受け

たときは、この限りでない。

(供給施設の設置等)

第9条 市長は、温泉の供給に際して供給施設を設置し、これを管理する。

2 何人も市長の許可を受けずに供給施設を変更し、又はその機能の調整等を行ってはならない。

(受給装置の設置等)

第10条 温泉受給者は、受給装置を設置し、これを管理しなければならない。ただし、一般供給によるものについては、この限りでない。

2 前項の規定により受給装置を設置しようとする者は、当該設置工事に係る設計書、仕様書その他必要な資料を市長に提出し、その許可を受けなければならない。設置した受給装置を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の規定により受給装置の設置又は変更に係る資料等が提出された場合は、速やかに審査し、適当と認めるときは、当該設置又は変更について許可するものとする。

4 市長は、前項の規定による許可に当たり必要な事項について変更を求めることができる。この場合において、当該求めに応じないときは、温泉の供給の許可を取り消し、又は受給装置の設置を許可しないことができる。

(メーターの設置等)

第11条 前条の規定により受給装置を設置する温泉受給者（以下「受給装置設置者」という。）は、当該受給装置について市長が指定する箇所に市が貸与するメーターを装着し、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

2 受給装置設置者は、市長の許可を受けずにメーターを変更し、又はその機能の調整等を行い、若しくはメーターを通さず温泉の供給を受けることができる装備の設置を行ってはならない。

3 受給装置設置者は、温泉の受給を休止し、又は廃止するときは、市長が別に定めるところにより、メーターを受給装置から取り外し返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 受給装置設置者は、前3項の規定に違反したためにメーターを亡失し、若しくはき損した場合には、その損害額を弁償しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、温泉施設等及びメーターの管理上必要があると認めるときは、市長が指定する職員をもって受給装置設置者の施設に立ち入らせ、市長が必要と認める事項について検査させることができる。

2 前項の規定により指定された職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(温泉受給開始等の届出)

第13条 受給装置設置者は、温泉の受給を開始し、又は温泉の受給を休止し、若しくは廃止しようとするときは、規則の定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(温泉供給料金)

第14条 温泉の供給を受け、使用する者（以下「温泉使用者」という。）は、別表第1に定める温泉供給料金を納付しなければならない。

(メーター使用料等)

第15条 受給装置設置者は、別表第2に定めるメーター使用料、温泉維持費及び負担金（以下「メーター使用料等」という。）を納付しなければならない。

（温泉供給料金等の減免）

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、温泉供給料金及びメーター使用料等の額を減額し、又は免除することができる。

（温泉供給料金等の不還付）

第17条 既に納付した温泉供給料金及びメーター使用料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（異常の報告等）

第18条 温泉使用者は、温泉施設等に異常を認め、又は異常な事態が発生するおそれがあると認めるときは、直ちにその旨を市長に届出をしなければならない。

（原状回復の義務）

第19条 温泉使用者は、温泉の使用を終了し、又は温泉の供給の制限等を受け温泉の使用の中止等を命じられたときは、速やかに温泉施設等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償等の義務）

第20条 温泉使用者は、温泉施設等を枯渇し、汚染し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の金城町温泉事業条例（平成5年金城町条例第25号）又は旭町温泉設置及び管理に関する条例（昭和52年旭町条例第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年12月24日条例第67号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年4月以後の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費から適用し、同月前の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費については、なお従前の例による。

3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後に受給装置を設置する温泉の供給に係る負担金から適用し、同日前に受給装置を設置する温泉の供給に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月21日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例の規定は、平成25年4月以後の温泉供給料金から適用し、同月前の温泉供給料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月27日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(温泉供給料金等に関する経過措置)

- 5 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例別表第1及び別表第2(負担金に係る部分を除く。)の規定は、平成26年4月以後の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費から適用し、同月前の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費については、なお従前の例による。

- 6 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例別表第2(負担金に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に設置した受給装置に係る負担金から適用し、施行日前に設置した受給装置に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月5日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、施行日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(温泉供給料金等に関する経過措置)

- 5 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例別表第1及び別表第2(負担金に係る部分を除く。)の規定は、令和元年10月以後の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費から適用し、同月前の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費については、なお従前の例による。

- 6 この条例による改正後の浜田市温泉事業条例別表第2(負担金に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に設置した受給装置に係る負担金から適用し、施行日前に設置した受給装置に係る負担金については、なお従前の例による。

別表第 1（第14条関係）

温泉供給料金の額

温泉	供給種類	基本料金（1月につき）		超過料金 1 立方メートルにつき
		供給量	料金	
美又温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	一般供給	使用量20リットルあたり	10円	—
湯屋温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	飲料営業供給	使用量 1 立方メートルあたり	1,320円	—
	住宅団地供給	使用量 1 立方メートルあたり	275円	—
	一般供給	使用量20リットル	10円	—
波佐小国温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	4,950円	10円
旭温泉	公益供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	浴場供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円
	営業供給	使用量300立方メートルまで	13,200円	32円

備考 表中に掲げる温泉供給料金の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第 2（第15条関係）

メーター使用料等の額

区分	金額
メーター使用料（1月につき）	330円
温泉維持費（1年につき）	55,000円
負担金	550,000円

備考 表中に掲げるメーター使用料、温泉維持費及び負担金の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

改正

平成22年12月24日規則第64号

浜田市温泉事業条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市温泉事業条例（平成17年浜田市条例第218号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(温泉供給の許可の手続)

第2条 条例第6条第1項の規定により温泉の供給を受けようとする者（条例第5条第6号に規定する一般供給による供給を受けようとする者を除く。）は、温泉供給許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 温泉の供給の許可を受けた者（以下「温泉受給者」という。）が条例第6条第4項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、温泉供給許可変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(許可証等の交付)

第3条 市長は、前条の申請に基づき温泉供給の許可をし、又は許可をした事項の変更を許可したときは、温泉供給（変更）許可証（様式第3号）及び必要に応じ当該温泉に係る温泉分析書の写しを交付するものとする。

(証票の様式)

第4条 条例第12条第2項の規定による証票は、様式第4号によるものとする。

(届出の方法)

第5条 条例第13条の規定による届出は、次の各号に定める様式により、当該温泉の受給を開始し、休止し、又は廃止する日の5日前までに行わなければならない。

(1) 温泉の受給を開始しようとするとき（温泉の受給を休止した後において温泉の受給を再開しようとするときを含む。） 温泉使用開始届（様式第5号）

(2) 温泉の使用を休止し、又は廃止しようとするとき 温泉受給休止廃止届（様式第6号）

(メーター点検)

第6条 市長は、温泉使用料を算定するため、毎月1回、条例第11条の規定により設置したメーターの点検を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

2 メーターの点検を実施する日は、その月ごとに市長が定める。

(温泉使用料等の算定)

第7条 条例第14条に規定する温泉使用料（条例第5条第6号に規定する一般供給によるものを除く。）は、前条第1項のメーターの点検により計測した前月の点検時から当月の点検時までの期間（以下「料金算定期間」という。）における温泉の供給量に従い算定するものとし、その温泉使用料は、当該メーター点検を行った月における1箇月あたりの温泉使用料とする。

2 料金算定期間の中途において温泉の供給を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合であって当該料金算定期間における温泉の供給量が条例で定める温泉使用料の基本料金に係る1月の供給量の2分の1に満たない量であるときの当該月の基本料金は、条

例で定める基本料金月額の2分の1の額とする。

3 第1項後段の規定は、条例第15条に規定するメーター使用料について準用する。

4 4月以外の月に温泉の供給を開始した場合の当該年度における条例第15条に規定する温泉維持費の額は、条例で定める温泉維持費を12月で除して得た額（以下「温泉維持費月額」という。）に温泉の供給を開始した日の属する月から当該年度末までの月数（温泉の供給を開始した日の属する月が3月である場合は、1月）を乗じて得た額とする。

5 前4項の規定により算定したそれぞれの額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

（温泉使用料等の納付）

第8条 条例第14条に規定する温泉使用者（条例第5条第6号に規定する一般供給によるものを除く。）及び条例第11条に規定する受給装置設置者は、条例第14条に定める温泉供給料金及び条例第15条に定めるメーター使用料等（前条の規定により算定されたものについては、その額）を次の各号にそれぞれ定める月の末日までに、市が発行する納入通知書により、納付しなければならない。

（1） 温泉使用料及びメーター使用料 毎月

（2） 温泉維持費 4月（温泉の供給を開始し、又は再開した場合にあっては、当該開始又は再開をした日の属する月）

（3） 負担金 温泉の供給を開始し、又は再開をした日の属する月

2 条例第5条第6号に規定する一般供給による場合の温泉使用料は、市が一般供給用として設置する供給施設の指定された場所に金額を投入する方法により納付するものとする。

（温泉維持費の月割払い）

第9条 温泉維持費は、市長が特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず月割りで納付することができる。

2 前項の規定により月割りで納付するときの温泉維持費の月額は、温泉維持費月額とする。

（温泉供給料金等の減免）

第10条 条例第16条の規定により温泉使用料及びメーター使用料等を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 災害その他温泉使用者の責めに帰さない事由により温泉の供給ができなかったとき。

（2） 市長が公益上又は特別の理由により減免を必要と認めたとき。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日規則第64号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。